

こころの鈴 通信

No.10
高校生版
平成30年8月27日



夏休みが終わりましたが、楽しい夏休みでしたか？
文化祭の時、一人ひとり活躍しましたか？これから行われる学校もあるかな？
新学期が始まり、新しいチャレンジの瞬間がやってきます。
「つらいこと」「せつないこと」「いやなこと」は、心にためていくと苦しくなります。
そんな時は、【こころの鈴】へ電話やメールで話をしてください。一緒に考えましょう。

今までに、このような相談がありました

部活動が楽しくない。厳しくて、練習についていけない。やめたいけどやめることもできない。

進路について、親と意見が合わない。自分の進路を親が認めてくれない。

友だちが心配。変なサイトを見ていたのでやめさせたい。

授業に出ていても集中できない。進学のためには勉強をしたい。

好きな子が離れて行っているように感じる。どのようにしたらよいだろうか。

学校でいじめがあって、先生が勝手に解決をして自分の居場所がなくなった。

学校に行けない。親も先生も単位のことばかりを気にしている。

部活の先生やコーチの指導に納得がいかない。



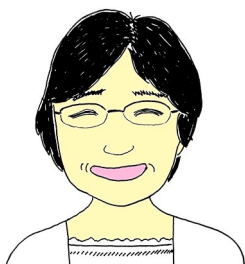
保護者の皆さんへ

こころの鈴では、多くのお子さんご自身や保護者の方からの相談を受けています。こころの自立を図ろうとするこの時期は、お子さん自身がうまく表現できない葛藤を抱えていたり、寡黙になることもあり、保護者の方もどう関わればよいか悩むことも多いと思います。「こころの鈴」はお子さんにとって、最善とはなにかを一緒に考えるところです。関係各所とも連携をとりながら活動しています。

「こころの鈴」は、お子さんの思いや意思を尊重することを優先し、お子さん自身が決め、行動できるようにサポートしていきたいと考えています。保護者の方からのご相談でも、できるだけお子さんの声を聞いていきたいと考えています。

お電話された多くの方が、これまでのお話をされ、質問に答えられたり、相談員と状況を整理し、できることを探しながら、解決の糸口を探る中で、お子さん自身の気持ちやあり様をもう一度見直す機会にもなっているように思います。

お子様のまた保護者の方の身近な相談窓口として活用いただければと思います。



松本市子どもの権利擁護委員
平林 優子



松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？

今回は「社会に参加する権利」についてお話しします。

公職選挙法改正により、2016年7月から国政選挙・地方選挙に18歳以上が参加することができるようになり、高校3年生の多くの皆さんは政治、社会に参加する権利が認められるようになりました。

まだ18歳になっていない皆さんは、法律的には子どもですが、松本市子どもの権利に関する条例では、子どもも主権者であることが定められています。

例えば、子どもは松本市や地域の課題に対して適切な情報提供を受け、考えることができ、意見を言えます。松本市という社会だけではなく、家庭、学校も身近な社会です。自分の意見が言え、そして考えることができ、提案できることが「社会に参加する権利」と考えられています。

松本市は、ユニセフが提唱している「子どもにやさしいまち」を目指し、皆さんの「社会に参加する権利」を大切にしています。

社会に参加する権利って どんなことだろう？

- 自分が ⇒ 家族、学校などで自分らしくいられる
- 自分が ⇒ 仲間はずれにされない
- 自分が ⇒ 家族のルールや学校のルールを知っている
- 自分が ⇒ 意見を自由に言うことができる
- 自分の ⇒ 意見を周りの大人が聞いてくれる
- 自分の ⇒ 意見を実現するために一緒に考えてくれる大人がいる
- 自分が ⇒ 安心して社会に参加できる
- 自分の ⇒ 暮らしている松本市のことを知っている。
- 自分の ⇒ 暮らしている松本市をより良くする意見を考えることができる。提案できる。

～自分のことを、見直してみよう～



みなさんのお話をきく、相談員を紹介します



TSUKAHARA

誰にも言えないことはありませんか。あなたが思いを言葉にすると、変化が起きることがあります。あなた自身の思いを大切にします。どんな思いでも話してみませんか。



HAMADA

高校時代。毎日どうやって部活をサボるか考えていました。やめたいほどじゃないけど、なんだか夢中にもなれなくて。ダラダラして、のんびりした高校生活でした。



TAKAHASHI

4月から相談員になりました。どんなことでも話をしてみてください。気持ちがあすっきりすると嬉しいです。みなさんの声を聞かせてください



OOTSUTA

今年6月から相談員を担当しています。家族、友達、夢、不安、戸惑い、なんでも相談してください。

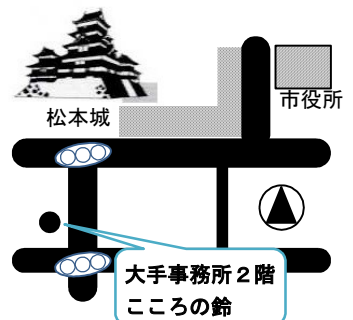
松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』

～秘密は守ります～

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時／金曜日 午後1時～8時
- 場 所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお越しいただくか、お電話をください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp



メールアドレスQRコード ⇒



「こころの鈴」のホームページ